

川内村建設関連業務委託最低制限価格制度実施要領

令和7年3月12日訓令第12号

(趣旨)

第1条 この要領は、村が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により設計業務、測量業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の委託契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行の確保及びダンピング受注の防止を目的として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 最低制限価格を設ける設計業務、測量業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「対象業務」という。）は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）が100万円を超える業務とする。

(最低制限価格の設定)

第3条 業務委託の最低制限価格は、対象業務の予定価格算出の基礎となった次の表の①から④までに掲げる額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）の合計額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。ただし、測量業務に係る契約については、その額が当該予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.2を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格の10分の8を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とするものとし、地質調査業務に係る契約については、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額とするものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

地質調査業務	直接人件費の額	間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、村長が特に必要と認めた場合は、予定価格に10分の6から10分の8まで（測量業務にあつては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で定めることができる。

（最低制限価格の記載）

第4条 対象業務に係る最低制限価格を設定したときは、当該最低制限価格を予定価格調書に記載するものとし、最低制限価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた価格（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を入札書比較最低制限価格とし記載するものとする。

（入札参加者への周知）

第5条 この要領の規定により最低制限価格を設けるときは、一般競争入札の公告及び指名競争入札の通知等、適宜の方法により次の各号に掲げる事項について周知するものとする。

- （1） 最低制限価格を設定していること。
- （2） 最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札者であっても落札者とならないこと。

（その他）

第6条 この要領の実施に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、公布の日から施行し、令和7年4月1日以降起工決裁の業務委託から適用する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行前に一般競争入札の公告及び指名競争入札の通知等したものについては、なお従前の例による。